

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年一月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆一

<p>路線名</p>	<p>児玉町蛭川 普濟寺線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>深谷市榛沢字児玉二五七番四地 先から 同市榛沢字東七八〇番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年一月十五日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十八年一月十五日付け埼玉県熊谷県 土整備事務所長告示第三号で告示した道路 区域の供用開始である。 延長四七二・〇メートル</p>